

## 東京都交通局の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱

平成16年12月 1日  
16交総第1083号  
一部改正 平成31年3月27日  
30交総第1681号  
一部改正 令和元年7月1日  
31交総第449号  
一部改正 令和3年3月31日  
2交総第1569号

### (目的)

第1条 この要綱は、交通局が発行する印刷物（以下「印刷物」という。）に、有料広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、印刷物の適正な管理及び運用を図るため、広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (印刷物の範囲)

第2条 広告を掲載できる印刷物は、広告を掲載することにより当該印刷物の趣旨を損なうおそれのないものでなければならない。

### (広告の範囲)

第3条 印刷物に掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 交通局の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- 三 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- 四 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- 五 その他交通局の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

### (事務の所管)

第4条 印刷物に広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）の募集、申込みの受付、広告掲載の決定等印刷物への広告掲載に関する一連の事務手続（以下「事務手続」という。）は、当該広告を掲載しようとする印刷物を作成する課（以下「主務課」という。）が行う。

### (広告の募集方法)

第5条 広告掲載希望者の募集方法は、当該広告を掲載しようとする印刷物を作成する部の部長（以下「主管部長」という。）が、総務部長と協議して広告を掲載する印刷物ごとに別途定めるものとする。

### (広告の掲載順位)

第6条 広告掲載希望者の広告掲載希望が、同一の印刷物について重複した場合においては、印刷物に掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他非営利団体に係る広告
  - 二 民間企業のうち、公共的性格のある企業で、都内に事業所等を有するものに係る広告
  - 三 前二号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定にかかわらず、印刷物の作成上支障がないと認めるときは、印刷物に掲載する広告の順位は、申込みの受付順とすることができる。
- 3 広告代理店等広告主から依頼を受けて広告媒体を確保し、広告の作成を行うものを広告掲載希望者とすることができる。

### (広告の割合)

第7条 印刷物に占める広告の割合は、当該印刷物の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

(広告掲載料の決定)

第8条 印刷物に掲載する広告の掲載料については、印刷物の作成に要する経費、他の一般的な印刷物の広告掲載料等を勘案して、主管部長が、総務部長と協議して広告を掲載する印刷物ごとに別途定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告の掲載の申込みを行おうとする場合は、別記様式1により申請しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 主務課長は、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び総務部お客様サービス課長（以下「お客様サービス課長」という。）に協議のうえ、前条の申請に対して広告の掲載を認めるときは、広告の掲載を決定し、その旨を別記様式2により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の通知に当たっては、期限を付して広告掲載希望者に広告の版下原稿の提出及び広告掲載料の納入を求めるものとする。

3 主務課長は、総務課長及びお客様サービス課長に協議のうえ、前条の申請に対して広告の掲載を認めないときは、広告の不掲載を決定し、理由を付して別記様式3により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定を取り消すことができるものとする。

- 一 広告掲載希望者が、前条第2項に規定する期限までに版下原稿を提出しないとき。
- 二 広告掲載希望者が、前条第2項に規定する期限までに広告掲載料を納入しないとき。
- 三 提出した版下原稿が第3条の規定に違反するとき。
- 四 広告掲載希望者が虚偽の申請をしたとき。
- 五 その他印刷物の作成に支障が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告主の責によらない理由により広告が掲載できなくなったときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告代理店等)

第13条 第6条第3項に規定する広告代理店等を広告掲載希望者とする場合においては、掲載する広告の内容がこの要綱の趣旨に適合することを担保とし、及び広告代理店等とのトラブルを避けるため、別記様式4による覚書を取り交わすものとする。

2 前項に規定する場合において、版下原稿及び広告掲載料の請求を行う相手方は、広告代理店等とする。

(広告取扱台帳)

第14条 主務課長において、広告掲載を決定したときは、別記様式5による、広告取扱台帳に必要事項を記載し、整理するものとする。

2 前項の規定による広告取扱台帳は、パーソナルコンピューターに入力し、記録する方式により作成することもできるものとする。

(広告掲載の把握)

第15条 総務課長は、印刷物における広告の掲載について、その協議の都度、別紙様式6「広告取扱協議簿」に記録して、その実績を把握しなければならない。

2 前項の規定による広告取扱協議簿は、パーソナルコンピューターに入力し、記録する方式により作成することもできるものとする。

(広告掲載状況の調査等)

第16条 総務課長は、印刷物における広告の掲載状況について、適宜必要な事項を調査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるほか、印刷物に広告を掲載するにあたって必要な事項については、主管部長が、総務部長と協議して広告を掲載する印刷物ごとに別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (30交総第1681号)

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 (31交総第449号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (2交総第1569号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

東京都交通局長 殿

申 請 者

住 所

氏 名

法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## 広 告 掲 載 申 込 書

下記のとおり広告を掲載したいので、東京都交通局の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱第9条の規定により申請します。

### 記

- 1 掲載を希望する印刷物の名称
- 2 広告の趣旨
- 3 広告の規格  
大きさ（ ）  
色 数（カラー、2色、単色）
- 4 広告原稿案  
別添のとおり

（表面）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

東京都交通局長 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった印刷物への広告の掲載については、東京都交通局の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱（平成16年12月1日付16交総第1083号）第10条第1項の規定に基づき、下記により掲載することに決定しましたので、通知します。

記

1 広告を掲載する印刷物

- (1) 名称
- (2) 作成部数、配布先及び規格 別紙のとおり
- (3) 発行予定日 年 月 日

2 広告掲載料

- (1) 広告掲載料 円
- (2) 納付期限

3 版下原稿の提出

- (1) 提出方法
- (2) 提出期限
- (3) 提出先

4 掲載条件 裏面のとおり

問い合わせ先

(裏面)

1 広告を掲載する印刷物

広告を掲載する印刷物は、表面に掲げる印刷物とする。ただし、名称、作成部数、配布先及び規格並びに発行予定日は、都合により変更することがある。

2 広告掲載料

広告掲載料は、表面に掲げるとおり納付すること。

3 版下原稿の提出

(1) 版下原稿は、表面に掲げる方法等により提出すること。

(2) (1)により提出する版下原稿は、広告の内容が次のいずれにも該当しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものであること。

ア 東京都交通局（以下「当局」という。）の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

エ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

オ その他当局の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

(3) 提出された版下原稿の内容が、(2)アからオまでのいずれかに該当するとき、第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるときその他印刷物の作成に支障が生じたときは、当該版下原稿の変更を求めることがある。

4 広告代理店等の特例

広告代理店等広告主から依頼を受けて広告媒体を確保し、広告の作成を行う者は、当局と、広告の取扱いについて別途覚書を締結すること。

5 広告掲載の決定の取消し

当局は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）が2、3（1）及び3（2）の規定に違反したとき。

(2) 広告掲載者が3（3）の規定による変更の求めに応じないとき。

(3) 広告掲載者が4の規定による覚書を締結しないとき。

(4) 広告掲載者が4の規定により締結した覚書の条項に違反したとき。

(5) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

(6) その他印刷物の作成に支障が生じたとき。

6 広告掲載料の不還付

既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告掲載者の責めによらない事由により5の規定による取消しを行ったときは、この限りでない。

7 広告掲載者の責務

印刷物に掲載された広告の内容に関する紛争については、広告掲載者の責任において解決するものとし、当局はいかなる責任も負わないものとする。

8 免責

1又は3（3）の規定による変更、5の規定による取消し、事故、天災事変等の不可抗力その他当局の責めによらない原因により生じた損害について、当局はその賠償の責めを負わないものとする。

9 その他

その他広告の掲載に係る手続については担当職員の指示に従うこと。

文 書 番 号  
年 月 日

殿

東京都交通局長 印

広 告 不 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった印刷物への広告の掲載については、東京都交通局の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱（平成16年12月1日付16交総第1083号）第10条第3項の規定に基づき、下記により掲載しないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 掲載を希望した印刷物の名称
- 2 不掲載とした理由

問い合わせ先

別記様式4（第13条関係）

・・・に関する覚書

東京都を甲とし、 を乙とし、甲乙間において、広告主の依頼を受けて作成する広告の原稿の取扱いについて、次の条項により、・・・に関する覚書を締結する。

（広告主の原稿の確認等）

第1条 乙は、版下原稿を提出するに当たっては、責任をもって、乙に広告作成を依頼した広告主（以下「広告主」という。）に対し、広告内容が次のいずれにも該当しないものであること及び第三者の権利を侵害しないものであることを確認するものとする。

- （1）甲の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- （4）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （5）その他甲の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

2 乙は、版下原稿が、前項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は第三者の権利を侵害するおそれがあると認めるときは、責任をもって、広告主に当該原稿の変更を求め、変更後の版下原稿が問題のないことを確認の上、甲へ提出するものとする。

（広告掲載条件の周知）

第2条 乙は、広告主に対し、甲が広告掲載決定通知書により示した広告掲載の条件について周知し、広告主の同意の上、広告掲載の手続を行うものとする。

（広告の内容に関する紛争）

第3条 印刷物に掲載された広告の内容に関する紛争については、広告主の責めによるものであっても、乙の責任において解決するものとし、甲はいかなる責任も負わないものとする。

（疑義等の決定等）

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙



広告取扱協議簿

年度 \_\_\_\_\_

番号	文書番号	印刷物の名称	募集方法	広告の規格等	文書番号	広告主又は広告代理店	広告の趣旨	発行日	備考
	協議年月日 (印刷物決定)				協議年月日 (広告主決定)				
1						氏名: ----- 住所:			
2						氏名: ----- 住所:			
3						氏名: ----- 住所:			
4						氏名: ----- 住所:			
5						氏名: ----- 住所:			
6						氏名: ----- 住所:			